令和４年度　社川小学校ガイド

この冊子は、社川小学校に関することが掲載されています。学校を理解していただくためにお役立てください。

教 育 目 標

「　自立の気風　」

〇自ら学ぶ　〇共に学ぶ　〇真似て学ぶ

◇日課表

遅刻･欠席の連絡は、8時までに電話でお願いします。

～ 8:00　登校
8:00～ 8:30　チャレンジタイム・学級朝の会
8:30～ 9:15　１校時
9:20～10:05　２校時
10:25～11:10　３校時
11:15～12:00　４校時
12:00～12:50　給食
12:50～13:20　休み時間（全校集会を行う場合(主に月曜)12：55～13：20）
13:20～13:35　清掃または読書タイム
13:45～14:30　５校時
14:30～14:40　帰りの会
14:45～15:30　６校時

自動車での送迎は、保護者駐車場をご利用ください。
自動車の校舎前までの乗り入れは児童の安全確保のため禁止されています。

下校時刻は、学年便り等でご確認ください。

その他

水曜日　『水曜８時だょ！家族全員集合！』

◇朝の検温・健康観察について

感染症予防のため、登校前の検温をお願いしています。

学校より配付される「検温表」に記入し、お子さんに持たせてください。併せて、体調のチェックもよろしくお願いします。

特に風邪症状がみられる場合は、自宅で休養または受診をするようにしてください。

◇学校感染症

医療機関で次の病名を言われたら、たとえ軽症でもすぐに学校へご連絡ください。

校長が出席停止を指示することになります。

病　　名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	医師または保健所の定める期間まで
インフルエンザ	発症後５日が経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
百日咳（ひゃくにちぜき）	特有の咳がなくなるまで、または５日間の適切な抗菌薬による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	発しんに伴う発熱が解熱した後３日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳・あご・舌の下の腫れが出てから５日を経過し、全身の状態がよくなるまで
風しん	発しんが消えるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱やのど、結膜などの症状が消えた後、２日を経過するまで
結核	医師の診断において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師の診断において感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	医師の診断において感染の恐れがないと認めるまで
感染性胃腸炎	下痢や嘔吐の症状が軽くなり、全身の状態が安定するまで
マイコプラズマ肺炎	全身の状態が安定するまで
溶連菌感染症（ようれんきんかんせんしょう）	適切な抗菌薬による治療開始後、２４時間経過し、全身の状態が安定するまで
手足口病	全身の状態が安定するまで
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	完全に治るまで

※　その他気になることがございましたら、学校まで連絡ください。

◇児童の忌引

父母（７日）、兄弟姉妹（３日）、祖父母（３日）

おじ・おば（１日）、曾祖父母（１日）

※遠隔地の場合は、往復に要する日数を加えることができます。

◇日本スポーツ振興センター

学校管理下（授業中・休憩時間中・登下校中）での偶発的な事故によるケガを補償します。

〇初診から治癒までの間の医療費総額（医療保険でいう１０割分）が、5,000円以上の場合のみ支給されます。

〇医療費全額免除の場合でも、その1割が支給されます。

児童が学校管理下でケガをして、医療機関を受診したときは、すぐに学級担任までご連絡ください。

◇PTA安全互助会

加入コース　新Ⅱコース

〇学校管理下外（家庭内・休日・スポ少等）での偶発的な事故によるケガを補償します。初診日から７日以降も通院した場合が対象となります。

〇学校管理下外での傷害や学童の賠償事故に対し補償されます。

〇PTA主催・共催行事に参加したときのPTA会員の傷害や賠償事故等に対し補償されます。

事故が発生しましたら、すぐに学校までご連絡ください。

◇集金

集金日は、4月にお知らせします。

集金内容

《口座振替》
給食費・学年費・教材費・保険料

口座振替日	
５月	２０日（金）
６月	２０日（月）
７月	２０日（火）
８月	２２日（月）
９月	２０日（火）
１０月	２０日（木）
１１月	２１日（月）
１２月	２０日（火）
１月	２０日（金）
２月	２０日（月）

※再振替なし

《現金集金》
PTA会費・文化体育後援会費
校外学習費用等の臨時集金

集金日	
４月	PTA会費 文化体育後援会費 ４月25・26日(月)(火)
５月～2月	（臨時集金） ※校外学習費用等 学年の計画による

口座振替は、５月に一括納入か１０回の分割納入か、指定いただいております。また、引落口座を変更したいときや振替内容の確認等は学校にご連絡ください。

口座から引き落としできなかったときは、学校からの連絡のお便りを出しますので、納入をお願いします。

修学旅行・見学学習代や卒業準備費の集金もありますので、未納が続くことのないように、残高の確認と早めの納入をお願いします。

〇児童手当からの集金の納入について

集金の中の給食費や教材費などは、児童手当から直接納入することも可能です。学校にご相談ください。

◇就学援助

児童生徒が、小・中学校に通学するうえで、経済的な理由で必要な経費等の支払いに困っている方に、その一部を援助する制度です。

申請は年間をとおして行っておりますが、世帯の収入状況の調査があり、その状況によって認定にならないことがあります。詳しくは、学校か教育委員会にお問い合わせください。

◇転居・転出（転校）手続き

転居や転出が決まりましたら、できるだけ早く学級担任にご連絡ください。

その際、町役場や町教育委員会で手続が必要になります。不明な点等は学校にご相談ください。

家庭の状況などに変更があった場合（住所・連絡先・勤務先など）は学級担任までご連絡ください。

◇メール一斉配信について

「まちcomiメール」により、学校からのお知らせをメール配信しています。登録については４月にお知らせしますが、何かありましたら学校まで連絡ください。

◇その他

・その他　奨励服のボタンは、奨励服取扱店でご購入ください。
外用靴は、白を基調としたもので運動に適したもので、メーカー等の指定はありません。

〒963-6103　東白川郡棚倉町大字逆川字山梨子山１９
☎　３３－３３５１
ポータルサイト　http://www.tanagura.fcs.ed.jp

ポータルサイト
学校QRコード